

さんぎょう い か だいがくびょういん こども けんり
産 業 医 科 大 学 病 院 の 子 ど も の 権 利

- 1 人^{ひと}として大切^{たいせつ}にされ、自分^{じぶん}らしく生き^いる権利^{けんり}をもっています。
- 2 子どもにとって一番^{いちばん}よいこと（子ども^{こども}の最善^{さいぜん}の利益^{りえき}）をかんが^{かんが}えてもらう権利^{けんり}をもっています。
- 3 安心^{あんしん}・安全^{あんぜん}な環境^{かんきょう}で生活^{せいかつ}する権利^{けんり}をもっています。
- 4 病院^{びょういん}などで親^{おや}や大切^{たいせつ}な人^{ひと}といっしょにいる権利^{けんり}をもっています。
- 5 必要^{ひつよう}なことをおし^{おし}えてもらい、自分^{じぶん}の気持ち^{きもち}・希望^{きぼう}・意見^{いけん}をつた^{つた}える権利^{けんり}をもっています。
- 6 希望^{きぼう}どおりにならなかつたときに理由^{りゆう}をせつめい^{せつめい}してもらう権利^{けんり}をもっています。
- 7 差別^{さべつ}されず、こころやからだをきず^{きず}つけられない権利^{けんり}をもっています。
- 8 自分^{じぶん}のことを勝手^{かって}にだれかにい^いわれ^いない権利^{けんり}をもっています。
- 9 病気^{びょうき}のときもあそ^{あそ}んだりべんきょう^{べんきょう}したりする権利^{けんり}をもっています。
- 10 訓練^{くんれん}を受けた^{うけた}スタッフ^{すたっふ}から治療^{ちりょう}とケア^{けあ}を受ける権利^{けんり}をもっています。
- 11 いま^{いま}だけではなく、将来^{しょうらい}もつづけていりよう^{つづけていりよう}ケア^{けあ}を受ける権利^{けんり}をもっています。

出典：2022 年 8 月 公益社団法人^{こうえきしゃだんほうじん} 日本小児科学会^{にほんしょうにかがっかい}

医療^{いりよう}における子ども憲章^{こどもけんしょう}を引用



条 文

- 1 あなたは、病気や障害、年齢に関係なく、人として大切にされ、あなたらしく生きる権利を持っています。
- 2 あなたは、医療の場であなたに関係することが決められるとき、すべてにおいて、周囲のおとなにそれが「あなたにとってもっとも良いことか」を第一に考えてもらえる権利を持っています。
- 3 あなたはいつでも自分らしく健やかでいられるように、安全・安心な環境で生活できるよう支えられる権利を持っています。もし、あなたが病気になったときには、安全・安心な場で、できるだけ不安のないようなやり方かたで医療やケア（こころやからだの健康のために必要なお世話）を受けられます。
- 4 あなたは、医療を受けるとき、お父さん、お母さんまたはそれに代わる人とできる限りいっしょにすることができます。
- 5 あなたは、自分の健康を守るためのすべての情報について、あなたにわかりやすい方法で、説明をうける権利を持っています。そして、あなた自身の方法で、自分の気持ち・希望・意見を伝える権利を持っていて、できるだけその気持ち・希望・意見の通りにできるように努力してもらえます。
- 6 あなたの気持ち・希望・意見の通りにすることができない場合は、なぜそうなったのか、その理由などについてわかりやすい説明を受けたり、その理由が納得できないときは、さらにあなたの意見を伝えたりする機会があります。
- 7 あなたは、病気や障害、その他あらゆる面において差別されることなく、あなたのこころやからだを傷つけるあらゆる行為から守られます。
- 8 あなたのからだや病気のことは、あなたにとって大切な情報であり、あなたのものです。あなたらしく生活を守ることをするために、あなたのからだや病気、障害に関することが他のひとに伝わらないように守られます。また、だれかがあなたのからだや病気、障害のことを他のひとに伝える必要があるときには、その理由とともに伝えてもよいかをあなたに確認をします。
- 9 あなたは、病気や障害の有無に関わらず、そして入院中や災害などを含むどんなときも、年齢や症状などにあった遊ぶ権利と学ぶ権利を持っており、あなたらしく生活することができます。
- 10 あなたは、必要な訓練を受け、技術を身につけたスタッフによって医療ケア（配慮や気配り、世話など）を受ける権利を持っています。
- 11 あなたは継続的な医療やケア（配慮や気配り、世話など）を受けることができます。また日々の生活の中なかでさまざまな立場のおとなに支えてもらう権利を持っています。

